

プラスチック部品の材質表示に関する法規制

1991年10月施行

再生資源利用促進法

区分	指定品目
第一種 指定製品	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、自動車、パソコン、ぱちんこ台等
第二種 指定製品	スチール缶、アルミ缶、ペットボトル、小形二次電池

製品

強化

2001年4月施行

資源有効利用促進法

区分	内容	指定品目 69品目
指定省資源化製品	使用済み物品などの発生の抑制に取り組むことが求められる製品	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、電子レンジ、衣類乾燥機、パソコン、ガス・石油機器、自動車、金属製家具、ぱちんこ遊技機
指定再利用促進製品	再生資源・再生部品の利用促進に取り組むことが求められる製品	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、電子レンジ、衣類乾燥機、パソコン、小形二次電池使用機器、ガス・石油機器、浴室ユニット、システムキッチン、金属製家具、複写機、自動車、ぱちんこ遊技機
指定再資源化製品	自主回収・再資源化に取り組むことが求められる製品	パソコン、小形二次電池(同使用機器含む)
指定表示製品	分別回収の促進のための表示を行うことが求められる製品	プラスチック製容器包装、紙製容器包装、小形二次電池、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶、塩ビ製建設資材
指定副産物	再生資源としての利用の促進に取り組むことが求められる副産物	電気業の石炭灰、建設業の土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊、木材

「指定再利用促進製品」の判断基準省令（第1条～第10条。下記は冷蔵庫の第3条）

(分別のための工夫)

第3条 製造事業者は、電気冷蔵庫に係る再生資源の利用を促進するため、重量が100グラム以上の合成樹脂製の部品等の材質名の表示その他の分別のための工夫を行うことにより、電気冷蔵庫に係る再生資源の利用のための分別を容易にするものとする。

プラスチック部品の材質表示に関するISO・JIS規格

ISO (International Organization for Standardization)	
規格番号	規格名称
ISO 11469 [2016]	Plastics – Generic identification and marking of plastics products
ISO 1043-1 [2011]	Plastics–Symbols and abbreviated terms–Part 1: Basic polymers and their special characteristics
ISO 1043-2 [2011]	Plastics – Symbols and abbreviated terms – Part 2: Fillers and reinforcing materials
ISO 1043-3 [2016]	Plastics – Symbols and abbreviated terms – Part 3 : Plasticizers
ISO 1043-4 [1998]	Plastics – Symbols and abbreviated terms – Part 4 : Flame retardants

翻訳

JIS (Japanese Industrial Standards)	
規格番号	規格名称
JIS K 6999 [2004]	プラスチックー プラスチック製品の識別 及び表示
JIS K 6899-1 [2015]	プラスチックー 記号及び略語ー第1部: 基本ポリマー及びその特性
JIS K 6899-2 [2015]	プラスチックー 記号及び略語ー第2部: 充てん材及び強化材
JIS K 6899-3 [2002]	プラスチックー 記号及び略語ー第3部: 可塑剤
JIS K 6899-4 [2000]	プラスチックー 記号及び略語ー第4部: 難燃剤

※ []の数字は各々の規格の最新の発行年を示す
(2017年12月時点)

2015年 2月に改正